

平成25年第4回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成25年12月13日（金）午前9時開議

議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第72号 瑞穂市美来の森条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第76号 平成25年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第77号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第5 議案第67号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第68号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第69号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第71号 瑞穂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第75号 平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第66号 瑞穂市コミュニティセンター条例及び瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第70号 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第73号 瑞穂市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第74号 平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
5番	森	治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	古川貴敏
11番	河村	孝弘	12番	清水治
13番	若井	千尋	14番	若園五朗
15番	広瀬	時男	16番	小川勝範
17番	星川	睦枝	18番	藤橋礼治

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	奥 田 尚 道
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	広 瀬 充 利
福 祉 部 長	高 田 薫	都 市 整 備 部 長	弘 岡 敏
調 整 監	白 河 忠 良	環 境 水 道 部 長	鹿 野 政 和
会 計 管 理 者	宇 野 清 隆	教 育 次 長	高 田 敏 朗
監 査 委 員 長 事 務 局 長	松 井 章 治		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	田 宮 康 弘	書 記	泉 大 作
書 記	今 木 浩 靖		

開議の宣告

議長（星川睦枝君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 諸般の報告

議長（星川睦枝君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

2 件報告します。

議会事務局長より報告させます。

議会事務局長（田宮康弘君） おはようございます。

議長にかわりまして、2 件報告いたします。

1 件目は、地方自治法第235条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第 3 項の規定によりまして監査委員から受けております。検査は、平成25年10月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でございました。

2 件目は、地方自治法第199条第 4 項の規定による定期監査の結果報告を、同条第 9 項の規定により監査委員から報告を受けております。監査は、10月10日に実施され、西小学校における 4 月 1 日から 8 月末日までの財務に関する執行と、重点項目として、需用費、備品購入費についての監査が実施されました。財務の事務については、おおむね適正に執行されているものと認められております。

その他の項目についての監査結果につきましては、お手元に定期監査結果報告書を配付しておりますので、それにかえさせていただきます。以上でございます。

議長（星川睦枝君） 以上、報告した資料は事務局にも保管してありますので、ごらんいただきたいと思えます。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 2 議案第72号から日程第 4 議案第77号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第 2、議案第72号瑞穂市美来の森条例の一部を改正する条例についてから日程第 4、議案第77号市道路線の認定及び廃止についてまでを一括議題とします。

これらについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 庄田昭人君。

産業建設委員長（庄田昭人君） おはようございます。

議席番号4番 庄田昭人でございます。

議長のお許しをいただきましたので、平成25年第4回定例会産業建設委員会委員長報告をさせていただきます。

ただいま一括議題となりました3議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設委員会は、12月5日午前9時30分から巢南庁舎3の2会議室で開会いたしました。全委員が出席し、執行部から副市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、まず当委員会に属する都市整備部や環境水道部所管の事業で、今回の議案に係る施設や道路認定議案について、現地視察及び事業等の確認をいたしました。

その後、議案に対する補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に、要点を絞って報告します。

初めに、議案第72号瑞穂市美来の森条例の一部を改正する条例について審査しました。

執行部より、今回は美来の森館の施設の使用料を徴収するため市条例を改正するものであり、平成22年度の包括外部監査でも、市の公の施設利用に係る使用料については受益者負担の適正化が指摘されており、その後、各施設の使用料が見直された。美来の森館でも例外ではなく、現在は5団体が無料で使用しているが、来年度より美来の森館の展示室及び研修室の使用料を徴収することとした。使用料については、用途が同一で、部屋の面積が同レベルの市の類似施設と同等となるように料金を設定してあるとの補足説明の後、質疑に入り、今回は使用料の値上げをするものなのかとの質疑に、現在は使用料の規定を設けていないので、今回の改正により、来年度から新たに使用料を徴収することになるとの答弁がありました。

また、条例第11条の条文中「公益上特に必要と認めるときは使用料を減額し、又は免除する」とあるが、身障者や子供等を減額や免除の対象にしてはどうかとの質疑に、詳細な運用方法等については、条例とは別に施行規則の中で、管理方法や使用料の減額・免除について規定するものとの答弁がありました。

その他、委員からの意見として、美来の森の西側と北側にある駐車場はガラス工房専用の駐車場であり、教育委員会が管理しているとのことだが、市所有の土地であるなら、たとえ所管が違っても、粗大ごみ等の搬入日で混雑した場合には、搬入に来た市民の方にも使ってもらえるよう、有効利用するべきではないかとの意見がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決しました。

次に、議案第76号平成25年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）についてを審査しました。

今回の補正は、新年度の検針のお知らせ票を年度内に印刷するためのものであるとの補足説

明がありました。

これについて、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決しました。

最後に、議案第77号市道路線の認定及び廃止についての審査を行いました。

執行部からは、下犀川橋かけかえ工事に伴い、旧下犀川橋の取り壊しによる道路延長の減少のため廃止及び認定、その他に市道13-30号線改良工事の道路つけかえに伴う側道の認定を行うものであるとの補足説明があった後、質疑に入り、側道（旧道）及び残地についての取り扱い、活用の仕方、最低限の必要性についての質疑があり、旧道に接続している方は、そこを残さないと新しい道路に出られなくなってしまうため、側道として残している。今回の認定路線について、平成22年の設計時には、道路構造令に基づき、まずは新しい幹線道路について行い、残地の活用等については、側道にするのか、払い下げにして隣地の方に買っていただくのかの検討はしていないとの答弁がありました。

委員からは、今後について、新たに道路をつくった際に生じる残地の活用方法については、側道、払い下げ、また地域とともに、ポケットパークやごみ集積場などの検討をしていただきたいとの要望がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

以上で産業建設委員会の委員長報告を終わります。

平成25年12月13日、産業建設委員会委員長 庄田昭人。

議長（星川睦枝君） これより、議案第72号瑞穂市美来の森条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 起立全員です。したがって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決さ

れました。

これより議案第76号平成25年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 起立全員です。したがって、議案第76号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第77号市道路線の認定及び廃止についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 起立全員です。したがって、議案第77号は、委員長報告のとおり可決さ

れました。

日程第5 議案第67号から日程第9 議案第75号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第5、議案第67号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第9、議案第75号平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）までを一括議題とします。

これについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。
文教厚生委員長 広瀬武雄君。

文教厚生委員長（広瀬武雄君） 改めまして、おはようございます。

ただいま議長より御指名をいただきましたので、文教厚生委員会の報告をさせていただきます。

議席番号7番 広瀬武雄でございます。

ただいま議題となりました5議案につきまして、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査並びに経過について、その結果を報告申し上げます。

文教厚生委員会は、12月5日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。全委員が出席し、執行部からは、市長、教育長、教育次長、福祉部長、市民部長及び所管の課長の出席を求め、議案について補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案順に、その要点を絞って報告申し上げます。

初めに、議案第67号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

執行部からの補足説明として、近年、DVの事例がふえており、加えて、各ケースへの対応には専門的知識が必要となり、また長い月日がかかるため、新たに女性相談員を設け、対応していきたいとのことでした。

また、現在、補助職員として雇用している介護認定調査員について、雇用には資格要件があり、既に公的資格所有者を雇い入れているが、身分の安定化を図るなどのために非常勤の特別職職員とするものであります。

報酬額の増額については、合併後10年間、報酬額を据え置いており、他職との均衡や公的資格所有者であることなどを加味した増額であるとの説明がございました。

質疑に移りまして、採用時の基準について、資格、経験年数などの状況はどうかとの質疑に対して、介護認定調査員について、必要資格は広域連合で規定されている。採用時には面接を行い、その人格等により採用したいとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第68号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例改正は、地方税法及び地方税法施行令などの改正に伴うものであり、執行部から資料に沿い、改正条文ごとに改正内容の説明を受けました。

質疑に移り、市民税を年金から天引きしているのはいつからなのか。また、税額の増減に係る苦情はあるのかの質疑には、4年前に年金からの天引きが開始された。仮徴収額と本徴収額の差が大きい場合には問い合わせがあるとの答弁がありました。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案を可決いたしました。

次に、議案第69号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例改正は、地方税法等の改正によるものであると改正条文ごとに説明があり、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決としました。

続いて、議案第71号瑞穂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

地方税法の改正によるものであり、本年第2回定例会の議案第40号と同じ内容の改正であると執行部より説明を受けた後、国税とのバランスはどうかの質疑に、延滞金については、国税の制度にあわせて地方税法等が改正されたものであり、同一であるとの答弁でした。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決としました。

最後に、議案第75号平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に移り、補正予算書に沿い、説明がありました。

報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決といたしました。

なお、付託された議案の審査を終了した後、生津小学校の駐車場購入予定地を視察し、その後、協議会を開き、議案第74号平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）の当委員会所管箇所について執行部に説明を求め、協議しました。

この一般会計補正予算の中で、生津小学校の駐車場購入予定地への調査費用が計上されており、この駐車場や調査費用について執行部に尋ね、土地購入費用については、基本的には新年度当初予算で対応したい。ただし、急を要する場合は土地開発基金を利用するが、その際には事前に議長に報告すると市長からの答弁を受け、土地開発基金を利用してこの土地を購入する場合には、事前に文教厚生委員会に報告してほしいと要望したことをつけ加えておきます。

以上で、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。

平成25年12月13日、文教厚生委員会委員長 広瀬武雄。

議長（星川睦枝君） これより、議案第67号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 起立全員です。したがって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第68号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 起立全員です。したがって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第69号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 起立全員です。したがって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第71号瑞穂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 起立全員です。したがって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第75号平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 起立全員です。したがって、議案第75号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第66号から日程第13 議案第74号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第10、議案第66号瑞穂市コミュニティセンター条例及び瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についてから日程第13、議案第74号平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）までを一括議題とします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 森治久君。

総務委員長（森 治久君） 皆さん、おはようございます。

議席番号5番 森治久です。

議長のお許しをいただきましたので、総務委員会委員長報告をさせていただきます。

ただいま一括議題となりました4議案につきまして、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務委員会は、12月5日の午後1時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部からは、市長、副市長、会計管理者及び所管の部課長、また一般会計補正予算のため、当委員会所管以外の教育長、各部長、教育次長、調整監にも出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に、要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第74号平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）を審査しました。

本案について、各常任委員会で所管部分の協議をした結果、意見はありませんでした。執行部より補正予算書による本案に対する補足説明を受けた後、次のような質疑がありました。

初めに、生津小学校駐車場用地取得に関する案件について、文教厚生委員会では審査内容として話が出ていたかとの質疑に対し、現地視察を行った際に、生津小学校の周辺には住宅が建築されているため、駐車場確保のための土地購入に関してはやむを得ないという意見が多く、今回は調査費のみの積算であり、用地購入に際して土地開発基金を使う場合はあらかじめ文教厚生委員会に諮ってほしいが、基本的には当初予算にて対応してほしい旨の内容であったとの答弁がありました。

また、用地確保に関しては、駐車場用地を効率的に購入するため、例えば平面の駐車場を立体的なものにし費用を抑えるなど、ほかの方面での試案も検討し、市民への説得力を高める試算をしてほしいとの意見がありました。

そのほかに、消防費の補正予算において、瑞穂消防署巢南分署に自家発電装置を整備するための繰越明許費の説明を受けたが、その経緯について知りたいとの質疑があり、現在、当市の消防事務は岐阜市に委託しており、岐阜市消防本部により管内の分署に全て自家発電装置を設置することに決めたため、市内の分署にも整備することになった。費用については当市の負担であり、機器等の仕様に関しては、メンテナンス面も考慮して、岐阜市内の分署と同様のものを導入する予定であるが、岐阜市管内と当市の分署では全11カ所、また全国的にも導入するところが多いため、機器の搬入まで三、四カ月を要し、搬入、設置、調整まで含めると今年度中には完了できない旨の説明を受けているので、あらかじめ工期を長く設定したく、繰越明許費として計上したとの答弁がありました。

次に、繰越明許費については、今後、年度末に向け現状よりも増加するように思われるが、その見込まれる内容については把握しているかとの質疑に対し、主に土木関係の事業で、1つの要因としては、出水期との関連で1月から6月ぐらいまでの水の少ない時期に工事を行わなくてはならない背景があるため、年度を繰り越す可能性がある。また、橋梁についても3月ごろに出てくる可能性があるとの答弁があり、その後、繰越明許費について担当部署からの詳細な説明がありました。

これらの質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号瑞穂市コミュニティセンター条例及び瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より、本案に対する補足説明を受けた後、次のような質疑がありました。

コミュニティセンター関連の利用に関して、地方自治法で規定されている内容との整合性について説明を伺いたいとの質疑に対し、市のコミュニティセンターは利用料金制度をとって

ないので、使用料で統一をしたいとの答弁がありました。

この質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より、補足説明を受けた後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号瑞穂市防災無線通信施設条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

これは、防災行政無線が聞こえにくい地域の解消をするため、子機局を5基増設するものです。

執行部より、本案に対する補足説明を受けた後、次のような質疑がありました。

増設する場所はどのように選定したかとの質疑に対し、市民から聞きにくいという意見を集計して、防災行政無線の音が聞き取りにくいエリアを調査し、それを補うため必要のあるところから増設することとしたとの答弁がありました。

この質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

以上で総務委員会の委員長報告を終わります。

平成25年12月13日、総務委員会委員長 森治久。

議長（星川睦枝君） これより議案第66号瑞穂市コミュニティセンター条例及び瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 起立全員です。したがって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決さ

れました。

これより議案第70号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 起立全員です。したがって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第73号瑞穂市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 起立全員です。したがって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第74号平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、款19諸収入、項5雑入、節2の民生費雑入、シルバー人材センター返還金700万円の計上について、反対討論を行いたいと思います。

これは、総括質疑に中でも申し上げましたけれども、シルバーの運営のずさんさの問題はここで論及はいたしませんけれども、指導する市の側にも大きな問題があるのではないかと。

どういう点かといいますと、行政の指導性と手続の不適正という観点から考えていかなければならない問題があるというふうに考えております。

その観点は、昨日の一般質問でも取り上げましたけれども、大建の問題、これも一緒なんです。絵図を描かせた業者を入札に入れて、その業者が落札をする。いわば自分で隠しておいた宝物を自分で掘り出すようなものというふうに、一般人の常識からすれば思わざるを得ないような状況があるわけでありまして。しかしながら、執行部はそのことについて放置をしているではありませんか。本来は、本設計をストップさせて、それこそ調査をするのが当然であります。くまがい議員が官製談合の疑いを持っているというふうに言ったのは、むしろ議会人としての健全な常識である。それを謝罪せよと緊急動議を提出するなど、いかにも感情的に過ぎるわけでありまして。

要するに、行政も議会も含めて、いささか感情に走り過ぎているのではないかとということ踏まえて、まずもって1点目が600万円の補助金の返還についてであります。剰余金が出たから返還をする、補助金600万円だったから600万円は返還をする。こういうことでありますけれども、補助金の交付規則に補助金規定はうたわれております。これも総括質疑の中で明らかにいたしましたけれども、その返還については、いわゆる交付の決定を取り消す、その場合にと

シルバーの例を申し上げましたけれども、剰余金が出た場合についてその剰余金を返還させるという規定はございません。どういうことかといいますと、先ほど申し上げたように行政の手續というものはきちんと法的根拠をもって適正に行わなければならない。相手が自主的に返すと言っているんだからそれでええじゃないかということで済むか。つまり、これからの返還の問題も出てくるでしょう。

さらには、一事が万事、その他の例への適用の問題もあります。そういうときに、行政の裁量というものを広くさせずに、絞って、法的根拠に基づいて肅々と手續をやっていく、こういうふうな規定が私は置かれなければならないというふうに思っております。

それで、2点目のプラス100万円の剰余金の返還についてでありますけれども、奥田副市長は単価が高過ぎた旨の答弁をされたというふうに思っております。しかしながら、契約を交わしたのは市であります。契約というものは、合意ではありませんか。合意しておいて、後になって単価が高過ぎたから返還をしてもらおう。こういうことが既成事実になると、そのほかのことでそういうことが起こったとしても認めなければならないようになってしまうわけがありません。

ですから、整合性があるように、同様の事件が起きたときには、それに物差しを当てるときには、その物差しがしっかりしてなきゃいけない、それが動かないようにしなきゃいけないんですね。

だから、そういう点から考えても、その言い分というのは適正なものであるかということ、いささか考えなきゃいけないということで、もしその高い単価で契約をして、もって相当額の損失を招いたということが事実であるということであれば、その契約を提携した契約担当者、最終的には市当局そのものがその責任を問われなければならないというふうな問題にもなってくるわけがあります。

したがって、今2点申し上げましたけれども、そういう観点から、もっと行政の手續というものについては法的根拠をしっかり持って、適正手續で行わなければならないという観点からすると、いささかずさんであるというふうに思いますので、その他のことにも関連をいたしますから、私はこの場で問題提起を含めて反対討論を行っておきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 起立多数です。したがって、議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午後 2 時04分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

閉会の宣告

議長（星川睦枝君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成25年第4回瑞穂市議会定例会を閉会します。

閉会 午後 2 時04分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年12月13日

瑞穂市議会 議長 星川 睦枝

議員 棚橋 敏明

議員 広瀬 武雄